

様

大津市都市計画部長
部長 川端 二郎

(公印省略)

「大津市開発許可制度に関する基準の説明会」の開催について (案内)

平素は、本市開発行政にご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、本市では大津市開発事業指導要綱を大津市開発事業の手続き及び基準に関する条例として制定し平成 24 年 7 月 1 日から施行したところです。この条例施行に伴い「開発事業の手引き」についても「大津市開発許可制度に関する基準」に改めました。

条例施行後 9 ヶ月ほど経過しましたが、運用について周知できていない点が見受けられます。

つきましては、このことについて説明会を開催しますので参加希望者の氏名等を裏面の「参加者氏名送信票」にて 4 月 22 日 (月) までに FAX にて送信をお願いします。

なお、申込者多数の場合は、参加人数の調整をさせて頂くことがあります。

今年度の「大津市開発許可制度に関する基準」の改正については、夏頃に別途ご案内いたします。

記

1. 日 時 平成 25 年 4 月 26 日 (金曜日)
午前の部 受付開始 午前 9 時 30 分から
説明会 午前 10 時 00 分から 1 時間程度
午後の部 受付開始 午後 1 時 30 分から
説明会 午後 2 時 00 分から 1 時間程度
2. 場 所 大津市ふれあいプラザ 4 階ホール 電話 077-527-8351
(案内図参照)
3. 連絡先 大津市都市計画部開発調整課 坂口、村田 電話 077-528-2773
4. その他 「大津市開発許可制度に関する基準」(平成 24 年 7 月 1 日)の冊子は、説明会当日 1,100 円で販売いたします。釣銭のいらぬようにお願いします。
来場は、出来る限り公共交通機関を利用して下さい。
なお、車で来場される場合は、駐車場を必ず利用下さい。